

後期高齢者福祉医療費受給者証を交付された方へ



問い合わせ先 大府市役所 保険医療課 福祉医療係（④番窓口）
電話 0562-45-6230（直通）

対象となる方

大府市にお住まいの後期高齢者医療保険の加入者で以下の要件に該当する方

- ① 1～3級までの身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 障害名が腎臓機能障害で4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 障害名が進行性筋萎縮症で4～6級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 療育手帳の判定区分が「A」または「B」の方
- ⑤ 自閉症状群と診断された方（詳しくはお問い合わせください。）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方で本人が市町村民税非課税の方
- ⑧ 母子家庭等医療制度の要件に該当する方（所得制限あり）
- ⑨ 戦傷病手帳をお持ちの方（所得制限あり）
- ⑩ 寝たきり高齢者の方（市町村民税非課税世帯で、介護保険の要介護度が4又は5と認定された状態が3か月以上経過している方）
- ⑪ ひとり暮らし高齢者の方（市町村民税非課税世帯で、親族のいない方）
（親族・・・3親等内の血族及び姻族、並びに配偶者）
- ⑫ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

受給者証の使い方

「受給者証」と「後期高齢者医療費被保険者証」を一緒に医療機関へ提示してください。
愛知県内でのみ使用できます。

（精神通院のみが助成対象の方は自立支援医療（精神通院）も併せて提示してください。）

助成の範囲

医療費のうち保険診療による自己負担額を助成します。ただし、償還払の場合、高額療養費が支給される場合には、その額を差し引きます。

（精神通院のみが助成対象の方は、自立支援医療（精神通院）の自己負担分を助成します。）

食事代、差額の部屋代等、保険診療以外の医療費は助成の対象となりません。

保険証のみ提示し、受給者証を提示しないで受診した場合（愛知県以外での受診を含む）

市役所保険医療課へ医療費返還（償還払）の申請をしてください。（受診した月内の精算等、医療機関で返金可能な場合は、医療機関での返金をお願いします。）

保険証及び受給者証を提示しないで受診した場合、又は補装具等を作成した場合

市役所保険医療課へ医療費返還（償還払）の申請をしてください。保険者（後期高齢者医療広域連合）への9割又は7割の返還申請と同時にできます。

申請に必要なもの

- ① 領収書等（受診者・受診年月日・保険点数の記入があるもの）
- ② 後期高齢者福祉医療費受給者証
- ③ 後期高齢者医療費被保険者証
- ④ 振込先の分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ⑤ 医師の証明書（補装具作成の場合のみ）

※後期高齢者医療の返還申請には、ご本人のマイナンバー（個人番号）が分かる物（マイナンバーカードや通知カード）が必要です。また、ご本人以外の方が来庁する場合は、委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

受給者証の有効開始日

申請月の初日から有効です。ただし、申請月の途中で受給要件に該当した方については該当日から有効です。

お届けが必要です

○大府市から転出するとき

後期高齢者医療費被保険者証と受給者証をお持ちください。受給者証は住民票異動日の前日まで有効です。転出後に受給者証を使用し場合は、相当額を市へお支払いいただくことになります。

○大府市内で転居するとき

後期高齢者医療費被保険者証と受給者証をお持ちください。

○その他各受給者証の要件に該当しなくなったとき

後期高齢者医療費被保険者証と受給者証をお持ちください。受給資格がないにもかかわらず、受給者証を使用した場合は、相当額を市へお支払いいただくことになります。

○交通事故の治療に受給者証を使うとき

第三者行為による被害届等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

高額療養費について

法律等により、後期高齢者医療加入者が1か月に医療機関で支払った医療費（保険診療分）の自己負担金が限度額を超えたとき、その超過分（高額療養費）は後期高齢者医療広域連合が負担します。

後期高齢者福祉医療費の受給者も高額療養費の対象となりますが、医療費は大府市が負担しているため、大府市が愛知県後期高齢者医療広域連合から高額療養費を受け取ることになります。

償還払の対象となる医療費のみ本人に対して後期高齢者医療広域連合から振り込まれます。振り込みの対象となった場合、市からの助成額は、振込相当額を引いた金額となります。

※自己負担限度額については窓口でお問い合わせください。

その他

自立支援医療（精神通院）等他に利用できる制度がある場合は、利用をお願いします。他制度を利用して尚、発生する自己負担分を助成します。